

令和6年2月教育委員会定例会議事録

- 1 会議日時 令和6年2月6日（火） 14時56分から18時00分まで
- 2 会議場所 5階 第2会議室
- 3 出席委員 橋田教育長、中西委員、小原委員、北川委員、田崎委員、松尾委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席理事者 教育総務部長、学校教育部長、総務課長、同課経理係長、学校施設課長、同課企画係長、同課管理係長、適正配置推進室長、生涯学習施設課長、学校教育課長、同課教育指導係長、同課主任指導主事、健康教育課長、学校給食センター整備室長、教育研究所長、教育研究所教育支援係長、文化財課長 計17名
(他議事担当2名：総務課総務係長、総務課主事)
- 6 付議事件
 - (1) 日程1 第3号議案 市立小、中学校の社会科の教材の使用について〔学校教育課〕
 - (2) 日程2 第4号議案 長崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則〔総務課〕
 - (3) 日程3 第5号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
〔総務課ほか〕
 - (4) 日程4 第6号議案 長崎市恐竜博物館運営協議会委員の委嘱について
〔生涯学習施設課〕
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議経過 以下のとおり（要点記録）

	<p>【14：56 開会】</p> <p>【日程1 第3号議案 市立小、中学校の社会科の教材の使用について】</p> <p>学校教育課長より説明</p>
委員	<p>確認なんですけれども、議案書の4ページには、副読本「新しいのびゆく長崎」となっているんですけれども、資料のほうには「のびゆく長崎」となっているんですけど、「新しい」は入るんですか、入らないんですか。</p>
学校教育課主任指導主事	<p>正式な名称といたしましては、「新しいのびゆく長崎」となっておりますので、「新しい」が入ります。申し訳ございませんでした。</p>
委員	<p>もう1点、資料の「直売所のようす」は、写真が変わるということなんですけど、その隣の「かまぼこ工場ではたらく人」の写真も変わるんですか。</p>
学校教育課	<p>「かまぼこ工場ではたらく人」のほうも写真が変わります。</p>

主任指導主事	<p>—第3号議案 原案のとおり可決—</p> <p>【日程2 第4号議案 長崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則】</p> <p>総務課長より説明</p>
委員	<p>改正前は、校長先生の意見が付されて出すということになっていたと思うんですけど、改正後は、校長先生のほうに、申請があったことは伝えられて、その後、必要があれば意見を出すというようなご説明だったかと思うのですが、どちらにしても意見を出すという機会はあるんでしょうけれども、校長が意見を付すようなところは、規則上はなしになるということですか。</p>
総務課長	<p>今、ご質問いただいたとおり、現在は、本申請書を受けて、校長のほうに、その家庭の状況、児童生徒の状況に応じて意見を付すということを規定しておりました。そのため、学校を経由して提出する必要がございましたが、改正後は、おっしゃられるように、その規定を削除しておりますので、学校の校長が必ず意見を付すという部分はなくなるという状況になりますので、あくまでも教育委員会が取りまとめた一覧を学校のほうで確認して、その家庭の状況を把握するといった、そういった周知にとどまるといったことになります。</p>
教育長	<p>意見を付すと言いつつも、現状は、収入基準などで一律に基準が決まっています、実質、校長が意見を付す余地がないというか、形式的なところがあったんで、それはやめましょうということです。ただし、学校としても個々の子どもたちの状況を把握する必要があるんで、審査結果については、各校長に教育委員会のほうからお示しするということです。</p>
	<p>—第4号議案 原案のとおり可決—</p> <p>----- 以下、所管事項報告 -----</p> <p>1 今後の会議関係</p> <p>(1) 令和5年度第2回総合教育会議（予定） 2月13日（火）15時00分から16時30分〔場所 庁議室〕</p> <p>(2) 2月臨時会（予定） 2月29日木曜日17時30分から〔場所 5階 第2委員会室〕</p> <p>(3) 3月定例会（予定） 3月27日水曜日15時00分から〔場所 5階 第3委員会室〕</p> <p>(4) 4月定例会（予定） 4月24日水曜日15時00分から〔場所 未定〕</p> <p>2 今後の行事関係 今後の行事関係の日程確認</p>

	<p>-----</p> <p>【日程3 第5号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について】</p> <p>(1 長崎市立小学校条例の一部を改正する条例)</p> <p>適正配置推進室長より説明</p> <p>(2 長崎市科学館条例の一部を改正する条例)</p> <p>生涯学習施設課長より説明</p>
委員	<p>年間パスポートの導入が始まるのは、次回の指定管理者が選ばれた後ということだと思うんですが、現在の指定管理者のご意見というのは何かあるのでしょうか。</p>
生涯学習施設課長	<p>現在の指定管理者にも年間パスポート導入についてのご意見を伺ったところ、前向きに捉えていただいている状況です。</p>
委員	<p>利用料金が60万円ぐらい、利用者は増えるけど、利用料金への影響がマイナスになるということですけど、マイナスの原資というのはどういうことになるのでしょうか。</p>
生涯学習施設課長	<p>利用料金が減るということであれば、その分その指定管理委託料の増になると、上乗せして指定管理者に支出するということになりますので、基本的に一般財源の対応にはなってくるかと思います。</p>
委員	<p>指定管理者の収入は増えるんですか。</p>
生涯学習施設課長	<p>指定管理の運営に当たっては、市からの委託料と利用料金収入の収入を指定管理者の収入として、科学館の運営に充てていただくという仕組みになっておりまして、基本的には、通常の施設であれば、施設の維持管理に必要な経費から利用料金収入の見込みを差し引いた部分を委託料として、上限額として設定するという仕組みになります。ただし、科学館の場合は、利用料金収入は企画展示の事業に充当してくださいということで、通常の施設の維持管理であったり、受付なんか運営の部分に関しては、委託料で丸々見るという仕組みになっております。利用料金が減った分については、収入が減るといふ部分については、科学館の場合であれば、企画展をする事業の予算が若干減るといふイメージになってきます。</p>
教育長	<p>当館で考えると、指定管理者が、利用者から利用料金とか収入を得る部分は、このシミュレーションでいくと減るだけけれども、その分は市が委託料で払う部分を増やしますので、指定管理者の収入としては、理屈上減らないと思います。それが、利用者から得るものか、市からいただくものかという</p>

<p>委員</p>	<p>ことで変わってくるということですが、その辺も含めて、若干、あと1年の指定管理残期間になりますので、その1年は今までどおりで、この利用料金の見直しについては、次の指定管理期間からやりましょうということで、よかったですかね。</p> <p>そのことによって、パスポートが非常にいいよねという形で、購入者が増えると、ことさら、トータルでは、今までよりもプラスになる部分は、可能性としてはあると思います。</p> <p>(3 長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例)</p> <p>健康教育課長より説明</p> <p>北部学校給食センター配送校の追加に伴う何らか規則等の改正というのは、特に必要はないということでしょうか。</p>
<p>健康教育課長</p>	<p>本条例のほうで改正をされました後に、共同調理場の施行規則がございますので、こちらの改正をすることを予定しております。その中で、北部学校給食センターの配送校ということで、この3校、もしくは琴海中学校を含めて加えていくといったところを予定しております。</p>
<p>委員</p>	<p>(4 (仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について)</p> <p>学校給食センター整備室長より説明</p> <p>こちら、海際にありますよね。台風などの影響に対する対策とか、何か検討はされていますか。</p>
<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>ご指摘のとおり、海に面しているというところで、雨風が特にひどいというところもありますし、あと、塩害の影響も懸念されますので、施設の構造上は、もちろんそういった風雨に対応できるようにというところと、併せて塩害対策というところで、特殊な塗装を外に出ている柱の部分には施したりということで、そういった条件をつけて募集をかけておりますので、その点の提案というのはしっかりあっております。</p>
<p>委員</p>	<p>モニタリングの方法について質問なんですけれども、事業者によるセルフモニタリングということで、第三者による財務モニタリング、第三者による外部評価となっています。今回、この第三者というのは、あくまでも事業者が選定するんですか。</p>
<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>事業者のほうで選定をするということになっております。</p>
<p>委員</p>	<p>これは、あくまでもSPC自体の財務状況で、例えば、実際供用開始になって運営すると、代表会社ハーベストネクスト、その財務状況までは調べ</p>

<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>ないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>提案では、SPCの財務状況のモニタリングということで来ておりますけれども、出資をしているハーベストネクストの部分まで対応するかどうかというところにつきましては、確認をさせていただきたいと思います。例えば、このSPCには金融機関が融資を行いますけれども、その場合も、出資している会社も含めて審査をされているということですので、恐らくそのあたりも含めて考えていらっしゃると思うんですけども、この場で確定的なことが言えずに申し訳ございませんが、事業者と確認をしていきたいと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>やはり企業が運営していく、広島でも何回も手つきがあったように、やはり財務体質の健全性を見ると、契約期間が10年、15年、となるわけなので、ものすごく重要だと思うので、本当に、年に1回でも2回でも、金融機関の力を借りてでも、本来の第三者という感じのモニタリングというのがあったほうがいいのかと、私は思います。</p>
<p>学校給食センター整備室長</p>	<p>第三者ということで、まず提案はあっているというところなんですけど、基本的には、このハーベストネクスト株式会社、ここがメインの企業になりますけど、親会社がありまして、親会社のほうが出資をしている関係がございますので、そこは、常時、子会社の経営状況というのはモニタリングをしていくという話もいただいております。あわせて、融資機関も第三者機関ということではできるとは思いますけれども、別途、こちらのほうとは、我々、直接協定を締結するようにしていますので、しっかりそこはチェックが働くとは思っているんですけども、ご指摘の部分については勉強していきたいと思っています。</p>
<p>教育長</p>	<p>今、室長が説明したのは、実施体制で、長崎市と左側の融資金融機関というのがあるんですけど、具体的には十八親和銀行さんですけど、ここと長崎市が、別途、直接協定を結ぶんですが、ここが、そのSPCに対して融資を行った上で、事業の遂行に悪影響を及ぼす事態が発生した場合に、事前調整を行えるようにしていくということで、我々としては、ここからの情報で、このSPCがちょっと疑義があるというときは、事前に、基本的には情報をいただくのかなと思います。</p> <p>(5 工事の請負契約の締結について(西町小学校改築主体工事の請負))</p> <p>(6 工事の請負契約の締結について(西町小学校改築管工事の請負))</p> <p>(7 工事の請負契約の締結について(西町小学校改築電気工事の請負))</p> <p>学校施設課長より説明</p> <p>(8 工事の請負契約の一部変更について(重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事))</p>

<p>委 員</p>	<p>文化財課長より説明</p> <p>(9 令和5年度長崎市一般会計補正予算)</p> <p>総務課長、学校施設課長、文化財課長より説明</p> <p>マリア園の件、私が全然知らなかったもので。マリア園はもともと何であって、これはホテルになるんですかね。</p>
<p>文化財課長</p>	<p>こちら、もともとは児童の養護施設が入っておりました。そちらのほうが一別のところに移転しまして、こちらを、売却を民間にほうにされまして、そちらのほうのホテル運営をされるということになっております。ただ、この建物自体が伝統的建造物群保存地区にあるということで、国庫補助を受けての工事ということで、こちらの方に予算等を計上することになっております。</p>
<p>委 員</p>	<p>(10 令和6年度長崎市一般会計当初予算)</p> <p>総務課長、教育研究所長、学校教育課長、健康教育課長より説明</p> <p>学習者用のパソコンの故障、その予備機の購入の件について質問なんですけれども、最初は国から出ているんですかね。国から出て、その実際の想定される耐用年数は、どれぐらいを想定されて、その中で故障があるということなんですか。その中で、次の国からの配付がどうなるかわからない中で、例えば、保険対応は、受益者負担で、持っているお子さんたちに、負担させるのか、例えば、どこかの保険会社と、トータルで4年以内に壊れたらこういう保険でどうにか対応できるというような施策があるのかなど説明をお願いします。</p>
<p>教育研究所長</p>	<p>令和2年度に文科省が最初に端末を納入した際には、予備機の予算は計上されていませんでした。最初に配られるもののみということで。子どもたちが落っことして壊すもの以外に、いわゆる自然故障ということで、今もう3年たっているのも、通常、パソコンというのが大体3年目ぐらいから故障が目立ち始めます。そういうものの数が、先ほどご紹介したとおりになります。我々の想定していた数を相当上回る数です。これについては、文科も計上していませんでしたので、市費単独で、今、このように計上している状況です。ただし、次の、国の端末更新については、この破損を見越して、予備機もちゃんと国の財源で補償しますよということをやっています。やはり全国から想定以上に破損や故障に対する負担が大きいということが、国に届いたんじゃないかなと思っています。だから、次の更新分に関しては心配していないんですけれども、それまでの間は、市費の負担が続くのかなと思っています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>保険の件はどうですか。</p>

教育研究所長	<p>保険対応、リース対応、予備機交換と、いろいろな方法がありまして、全国で模索しているんですが、このクロームブックという端末は、例えば、画面が割れたとか、そういう部分の修理代が、本体代とほぼ変わらないような4万円とかかかってしまいます。大体、落っことしたときに壊れる場所というのは、1か所じゃなくて何か所かおかしくなります。そういうのを修理で対応すると、新品で買うよりも高い費用が発生してしまうケースが多いです。そこで、長崎市ではもう予備機と交換としています。ただし、軽微な破損、上だけしか壊れていないというのに関しましては、逆に、下のキーボードだけ壊れているというパターンもありますので、2つにばきっと分けまして、いいものといいいものを合体させて再利用というのを、GIGAスクール運営支援センターのほうにさせていただいていますので、業者のほうに修理ということを発注することはしておりません。</p> <p>保険となると、全ての端末にかけないといけないので、3万台分の保険というすごい金額になります。</p>
委員	<p>受けたくないでしょうか、保険会社も。</p>
教育研究所長	<p>ただ、保険も、故意の破損に関しては保険代はおりません。なので、その分に関しては、保護者負担を市としても負担していただいている状況です。昨年1年間で5件ぐらい、保護者負担が発生しました。</p>
委員	<p>同じく、教育研究所関係で、少子化対策プロジェクトアクションプランで、保護者連絡ツールのことですけど、これは、保護者さんは、スマホとかパソコンを持っていることが前提になっているものではないでしょうか。持っておられない方って、よく把握していないんですけど、今もいるのかなとは思うんですけど、どうなんでしょう。</p>
教育研究所長	<p>この先、ほぼほぼ持っていることを前提に、ペーパーレスを進めていこうと考えています。どうしてもない家庭については、紙でお渡しするとか、そういう配慮は必要と考えています。</p>
委員	<p>連絡ツールというのは、今、学校で使っている、tetoruとか「安心メール」とかとは、また別物になるんですか。</p>
教育研究所長	<p>tetoruになります。今、保護者から欠席連絡とか、学校から送る分は標準機能でついていて、これは無償で使えるようになっています。ただし、行政から直接保護者に、ダイレクトにデータで送るという機能はオプション機能となって、そこが有償となって、それを導入するということです。</p>
委員	<p>関連してなんですけど、AIドリルとかいう話で、この前、全国の教育委員の会議で、働き方改革について、宝塚市だったと思うんですけど、AIの採点を取り入れたらしいんです。最初これは役に立たないかなと思ってやったら、結構精度が高くて、特に中学校のほうがものすごく業務の改善になったということで、もしよかったら宝塚市へお尋ねしていただいたらいいかな</p>

	と思います。
教育研究所長	いろいろなものが出ていますが、今、非常に使いやすく優秀と言われている「百問繚乱」というアプリがありまして、これに対しては、学校からの要望を受けて、個人情報のこちらの手続をした上で、希望する学校は、もう既に利用を、長崎市も始めている状況です。大きい学校です、東長崎中とか、もう始めております。
委 員	私も関連で、A I ドリルの保護者の補助が、月50円なんですけれども、保護者が出すのはいくらくらいになるのでしょうか。
教育研究所長	定価というものもあるんだとは思いますが、今のところの予定としましては、小学校の低学年については、月額200円ほどを想定しています。ここに、対象となる4年生以上、中学生3年生までが、月額250円が保護者負担の想定で、そのうちの50円を補助して、全ての学年で、200円で統一できるように、4年生からぼんと上がらないようにという想定でございます。
委 員	とてもありがたいと思います。200円で、家で勉強できるなら、すごくいいことだなと思います。ありがとうございます。 もう一つお願いします。スクールソーシャルワーカーをすごく増やしていらっしゃるんですけど、とてもありがたいことだと思うんですけども、ちょっと分からないので、どのような内容にスクールソーシャルワーカーが関わられて、年間相談件数というのがどれくらいあるか、もしわかれば教えてください。
教育研究所長	貧困とか、いろいろな問題に関わられていますが、最近では、不登校が、対応でもダントツに多いと聞いています。
教育研究所 教育支援係長	相談件数はしっかりと把握しておりませんが、令和4年度は、相談の人数でいきますと200名あまりになります。
教 育 長	資料の相談件数というのは、これは、S S W以外の相談もあるかもしれませんが、実績としての数字ではないですか。
教育研究所 教育支援係長	こちらは、S S Wは除いております。
教 育 長	除いた数字なんですすね。教育相談員さんの相談件数ですすね。
教育研究所 教育支援係長	はい。
委 員	すごくスクールソーシャルワーカーの方、頑張ってくださいと思うんですけども、学校に配置されているスクールカウンセラーの方との関係がどうなっているのかというのが分からないですすね。それと、スクールソーシャル

	<p>ワーカーの周知について、学校に対してどのようなことをしているのか。はっきり要望として言うと、スクールソーシャルワーカーを活用することが、学校ができていないんじゃないかと思うんですけど、そのことについて、これからどのように進めていく予定でしょうか。</p>
教育研究所長	<p>ご承知のとおり、スクールカウンセラーはカウンセリングが主な仕事、心理面のことになりますけど、スクールソーシャルワーカーというのは、いろいろな機関とつないであげて、困窮であったり、不登校状態を、いろいろな他者の力を上手に活用しながら、改善に向けて働きかけをしていくということで、もちろん相談に乗ったりはするんでしょうけれども、機能的な役割が違うということがあります。なかなか周知がうまくいっていないのではないかとご指摘ですけれども、いろいろな研修会で説明をするのはもちろんなんですが、学校のほうの、例えば、生徒指導部会などというものがあまして、全ての学校から代表の先生が集まる。そういうところにスクールソーシャルワーカーが全員で出向いて、グループ討議の中で1人ずつ1グループに入ったりしながら、もう本当にひざ突き合わせての周知を今年から始めているところです。</p>
委員	<p>包括管理受託制度の件で質問ですけど、契約は5か年度を想定されているのかということと、あと、あくまでもそこで点検して何か出たら、その施工業者との契約になるのかというのが一つと、あと、対象が、小規模となっていて、130万円がラインになる、それを超えたらまた違う話になってくるという理解でよろしいのか、この3点をお願いします。</p>
総務課長	<p>契約年数なんですけれども、令和7年からの5か年の契約になります。それから、仮に不具合が出たりして、修繕となった場合については、この包括管理受託者が依頼を地元業者のほうになされるといったスキームになります。それから、金額については、今、おっしゃられたように、小規模修繕ということで、130万円以下の修繕についてこちらのほうに委託をして、それを超える分については、今までどおり、教育委員会のほうで発注をするといったようなスキームになります。</p>
委員	<p>では、例えば、点検して、見積をとって、130万円超えたら、そこまではマネジメントするけど、131万円からはもう市が契約して行うという理解でよろしいですか。</p>
総務課長	<p>今、言われたように、見積して、金額について130万円を超える場合については、市と包括管理受託者のほうで協議をして、市のほうでの発注といった形になります。その際については、こういった修理方法であるとか、保全方法とか、そういった提案というのはいただくようになりますということですよ。</p>
学校施設課長	<p>補足をさせていただきますと、130万円を超えた場合は、依頼工事ということで、建築部門に依頼して、そこは専門性があって、きちんと工事施工を</p>

<p>教 育 長</p>	<p>して、130万円以下については、学校施設課であるとか、学校事務職員での対応している部分を専門性があるところにやってもらうことによって効果的にやれるのと、あと、当然、浮いた時間が、大きな計画であるとか、長寿命化の事業、そういったことを手がけるときにはメリットになってきます。</p> <p>私から1点、1月に、学びの多様化、不登校対策について説明をさせていただいていたと思うんですが、その分が今日説明した中で反映をされている部分があります。そのときに、学びの多様化学校を開設をしたいということで、市民会館に開設をしますということで、多分、先月ご説明していたかと思います。その後、施設的な、公的な制約があって、若干整理を要する事項が出てきましたので、開設の検討ということにさせていただいていますので、すみません、前回と若干そこが変わっているところがありますので、ご承知のほうよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">—第5号議案 原案のとおり可決—</p> <p>【日程4 第6号議案 長崎市恐竜博物館運営協議会委員の委嘱について】</p> <p>※個人の情報を取り扱う議案に係る部分の掲載を省略しています。</p> <p style="text-align: right;">【18：00閉会】</p> <p>署名委員</p> <p>-----</p> <p>署名委員</p> <p>-----</p>
--------------	--